

平成27年第1回竹原市総合教育会議 議事録

- 1 日 時 平成27年5月28日（木）
- 2 場 所 竹原市役所 3階 第2委員会室
- 3 出席構成員 吉田市長，梅田教育委員長，河埜内教育委員，浅野教育委員，
西野教育委員，黒田教育委員，竹下教育長
- 4 説明員 中川総務部長，久重教育次長兼教育振興課長，松崎企画政策課長，
九十九学校教育課長，堀信文化生涯学習室長
- 5 傍聴者 1人
- 6 協議事項 (1) 竹原市総合教育会議の設置について
(2) 教育に関する大綱について
(3) その他

（15時00分開会）

○松崎課長 それでは定刻になりましたので，ただいまから，平成27年度第1回竹原市総合教育会議を開催いたします。初めに，開催に当りまして吉田市長，梅田委員長から挨拶をお願いいたします。

まず，吉田市長お願いいたします。

○吉田市長 平成27年度第1回竹原市総合教育会議を開催するに当りまして，一言挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中，お集まりいただき，誠にありがとうございます。また，平素より梅田委員長をはじめとする，教育委員の皆様方には，教育行政の推進に御尽力いただいておりますことに対し，心から感謝申し上げます。

さて，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され，教育委員会の仕組みが変わり，各地方公共団体において首長と教育委員会とで構成する総合教育会議の設置が義務付けられました。総合教育会議とは，教育行政の大綱の策定，教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や児

童・生徒の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行い、本市の教育課題やあるべき姿を共有し、教育行政を推進していくことを目的としております。この総合教育会議の位置付けのもと、市長部局の代表である私と、教育委員会の代表である委員の皆様とが同じ課題について、一緒に議論を深める場を設けることができましたことは、私自身にとっても大変意義深く、今まで以上に円滑な教育行政を進めていけるものと確信しております。

本日は第1回目の会議でございますが、皆様方から色々のご意見を頂戴する中で十分な協議を行い、実りある総合教育会議に今後ともしていただきます事をお願い申し上げまして、簡単ではございますがご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○松崎課長

ありがとうございました。次に梅田委員長お願いいたします。

○梅田委員長

竹原市教育委員会を代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。吉田市長におかれましては、公私共にご多忙の中、総合教育会議を開催していただき誠にありがとうございます。また、日頃から学校施設の耐震化、忠海、吉名の小中一貫校の設立、ICT教育の環境整備など、本市の教育行政推進に深くご理解をいただき、委員一同厚くお礼を申し上げるところでございます。

さて、近年では少子高齢化による人口減少や、グローバル化、情報化が急速に進んでおり、教育を取り巻く環境は大きく変わってきているものと思います。このような中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正を受け設置される総合教育会議は、独立した執行機関としての教育委員会の権限は変わらず、教育の政治的中立性、継続性、安定性をこれまで通り確保しつつ、市長と教育委員会とがしっかりと連携できることで、今まで以上により良い教育行政を推進できるとともに、市長と直接話し、共通認識を持てるというとても有意義なものだと考えております。

今後も夢をもち子どもが輝く教育の実現に向け、目標を持って委員一同

全力で取り組んで参りたいと考えておりますので、今後ともより一層ご鞭撻、ご指導賜りますようよろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくをお願いします。

○松崎課長

ありがとうございました。それではここで資料の確認をさせていただきます。お手元に配布をしております次第の他、資料1から資料4までございます。不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではここからの進行は、この会議の議長である市長にお願いいたします。

○吉田市長

それではここから私が進行役をさせていただきます。円滑な運営にご協力よろしくお願いいたします。さっそくですが、協議・調整事項に移らせていただきます。配布している次第にありますように、本日の協議・調整事項は、「(1) 竹原市総合教育会議の設置について」「(2) 教育に関する大綱について」「(3) その他」の3つとなっております。まず、(1) 竹原市総合教育会議の設置について協議に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

○久重次長

まず初めに、教育委員会制度改革の概要についてご説明いたします。資料1をご覧ください。昨年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われまして、平成27年4月1日から施行されております。今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革が行われております。

資料にございます、ポイント1の新教育長の設置についてでございます。今回の改正において、教育委員会を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化し新たな教育長を設置するというものでございます。この改正によりまして、教育委員会における責任の所在が分かりにくいといった課題が解消し、教育行政の第一義的な責任が新教育長に一本化され、責任体制の明確化が図られたものでございます。首長についても教育委員

の任命とは別に、直接、新教育長の任命責任を負うことになるなど、その役割が明確になったところでございます。ただし、新教育長については、現教育長の在任期間中は現行制度の教育長として、在職する経過措置が設けられたものでございます。

続きまして、ポイント2の教育委員会について、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化というところでございます。今回の改正で、新教育長の権限が他の教育委員と比べて大きくなっているため、教育長の職務をチェックする機能として、教育委員の定数の1/3以上の教育委員から請求があった場合には、教育長は会議を招集しなければならないと規定されております。また、会議の透明化のため原則として会議の議事録を作成し、公表することとされております。

続きまして、ポイント3の総合教育会議についてでございます。まさにこの会議でございます。今回の改正においてもこれまで通り教育委員会は地方公共団体の教育行政を自らの責任と権限において管理し、執行するという執行機関には変わりございませんが、予算の編成、執行権、条例案の提出権限のある首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、今回、すべての地方公共団体に総合教育会議の設置が義務付けられたものでございます。首長と教育委員会、それぞれの執行機関同士の協議、調整の場という位置付けになっております。総合教育会議は首長が招集し、原則、公開ということになっております。構成員につきましては、首長と教育委員会の計7名となります。総合教育会議の協議・調整事項でございますが、資料に3点ほど書かれております。1点目は教育行政の大綱の策定に関する協議でございます。この大綱については後ほど説明をいたします。2点目は教育の条件整備など重点的に講ずべき施策の協議でございます。これにつきましては、学校の統廃合、又は耐震化、小中一貫校などの学校施設の整備、幼児教育・保育のあり方や、その連携について、青少年健全育成と生徒指導の連携など首

長と教育委員会との事務連携が必要な事項などを想定しております。3点目は、児童・生徒等の生命・身体のプロテクト等緊急の場合に講ずべき措置についてでございます。これにつきましては、いじめ問題により児童・生徒等の自殺が発生した場合、通学路で交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合などが想定されております。教科書の採択や個別の教職員の人事など政治的中立性が高い事項、日常の学校運営に関する些細な事項については総合教育会議の協議・調整になじまない事項とされております。

続きまして、ポイント4の大綱でございます。大綱とは教育の目標や施策の根本的な方針のこととなります。総合教育会議において、首長と教育委員会が十分に協議・調整を尽くし、首長が策定することとなっております。首長及び教育委員会は策定した大綱を元にそれぞれの所管する事務を執行するとされております。大綱の内容につきましては、地方公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、詳細な施策について作成することを求めているものではございません。教育行政の基本方針としては、市の最上位計画である総合計画がございますが、その総合計画に謳われている教育行政の目標との整合性を図りながら、この大綱を作成していくことになると考えております。総合計画や他の教育計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を作成する必要はないとされております。概要については以上でございます。

○松崎課長

続きまして、資料2竹原市総合教育会議設置要綱につきまして説明をいたします。今、法改正の概要につきまして説明がありましたが、繰り返しになる部分もございますので、若干、省略しながら説明させていただきます。まず、第1条でございますが、法に基づきこの竹原市総合教育会議を設置するということになります。第2条は所掌事務の関係でございます。

(1)、(2)、(3)に掲げる事務につきまして、協議及び事務の調整を行うこととなっております。第3条構成員でございます。会議は市長及び教

育委員会をもって構成することとなります。第4条会議でございます。会議は、市長が招集し、会議の議長となることとなっております。なお、第4条以降、教育委員会はその権限に属する事務に関して協議をする必要があると思料されるときは、市長に対し協議すべき具体的事項を示し、会議の招集を求めることができることとなっております。そして、会議は原則公開となっております。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認められるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開にすることができることとなっております。会議は原則公開となっておりますので、第7条の第1項から第8項まで傍聴に関する規定を取りまとめております。ここの説明につきましては省略させていただきますので、後ほどご覧ください。続きまして、議事録、第8条でございます。会議終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表することとなっております。ただし、第6条ただし書きの規定により非公開としたときは、これを非公開にできることとなっております。続いて、第9条庶務でございます。庶務につきましては、総務部企画政策課において処理することとなっております。最後に第10条雑則でございます。この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定めることとなっております。説明は以上となります。

○吉田市長

先ほど、設置要綱等の説明がありましたが、総合教育会議の運営等について、委員の皆様のご意見ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。基本的にはそう大きく変わるものではございませんが、総合教育会議というものが教育委員会と別の組織になるもので、首長を入れての運営、方向性ということになろうかと思えます。

○梅田委員長

確かに、総合教育会議を開いていただくというのは、教育委員会で協議しております耐震問題、小中一貫、給食センターの建設等々いろいろな予算執行上でお願いしなければいけないことが出てくることでございますし、こうやって市長とじっくりお話させていただくというのは大変ありがたい

と思っております。総合教育会議というのは初めての経験でございます。開催しなければならないという法改正に基づいて設置されますが、原則年に何回開催するという考えをお持ちですか。

○久重次長 総合教育会議の開催の回数ですが、定例的には年に1回から2回で時期的には予算編成の前が良いのではないかと考えております。また、重要事項がある場合には臨時に開催することになります。

○吉田市長 ありがとうございます。それでは総合教育会議は今後、この要綱に基づいて運営して参りたいと思います。では次に、(2)教育に関する大綱について協議に入ります。事務局より説明をお願いします。

○久重次長 資料3をご覧ください。大綱についてということで、事前に説明をさせていただき、基本的な考え方をまとめた案でございます。先ほどの説明と若干、重複する部分もございますが、まず、1番目の大綱とはというところになります。大綱とは、市長がその地域の実情に応じ、市の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を策定するというものでございます。具体的な記載事項としては、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実、また、予算や条例提案等の首長の有する権限に係る事項となっております。2番目の大綱の策定に関する基本的な考え方でございます。大綱は、国の第2期教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされております。地方公共団体においては、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針を大綱と位置づけることができるものとされております。3番目の本市における大綱についてでございます。まず、大綱の位置付けでございますが、本市では、第5次竹原市総合計画において、教育基本法第17条に規定する教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について定めていることから、教育大綱は、第5次竹原市総合計画を土台と

して策定してはどうかと考えております。下にイメージ図がございますが、第5次竹原市総合計画は国の教育振興基本計画に関連して策定しております。一番右になりますが、総合計画に基づいて竹原市学校教育ビジョンを策定し、さまざまな施策を行っております。大綱についてはこの間に入るものではなかろうかと考えております。次の策定期間でございますが、4年間（平成27年度～平成30年度）と考えております。現在の総合計画が、平成26年度から平成30年度までの期間となっておりますので、その最終年度に合わせて4年とするのが良いのではなかろうかと考えております。

次のページをご覧ください。大綱の骨子案ということで資料をつくっております。先ほどの基本的な考え方に基づいて、左側にあります「学校教育の充実」、「豊かな家庭づくりと青少年の育成」「生涯学習の推進」「スポーツ・レクリエーションの振興」「歴史文化の保存・継承・活用」という、これらの柱が総合計画に謳われております。これら柱の基本方針として「学校教育の充実」であれば、1番の就学前教育の推進から6番の充実した教育環境づくりまでそれぞれ掲げております。これらの基本方針を少し膨らませて、具体的なものにすることで大綱として策定できればと思っております。総合教育会議での意見や総合教育会議後でもいろいろな意見を寄せていただいて、調整しながら、今後策定していきたいと思っております。スケジュールとしては、次回の総合教育会議で大綱を決定することを目処に、それまでさまざま意見を寄せていただきながら調整をしていきたいと考えております。

○吉田市長 ご意見、ご質問がございましたらよろしく申し上げます。

○黒田委員 次回の総合教育会議までに意見を集めて、大綱が決定されますが、その後も微調整をしながらこの4年間進めていくのですか。それとも、一度決めてしまったら、変わることはないのですか。

○久重次長 基本的には最初の大綱に従って期間中は推進していくことになると思

います。策定の際にはある程度時間をかけて丁寧に策定していきたいとは思っております。しかし、総合教育会議は毎年開催されますので、変更の必要がある場合には会議のなかで変更していくということになります。一度決めたものは変更しないということではございません。

○黒田委員 見直しをしようといった際には、臨時招集して見直しの提案があるのか、それとも、教育委員会の中で具体的な案を出して、市長へあげてそこで協議していくのか、どのようになるのですか。

○久重次長 大綱は総合教育会議で協議をして定めることとなっておりますので、見直しの際にも総合教育会議の中で協議をすることとなっております。年に1回から2回の定例会で見直しがあれば協議・調整を行うことになると思っています。緊急な場合は臨時的に招集して、協議していくこととなります。

○松崎課長 補足になりますが、先ほどの資料2、(会議)第4条第2項にあります。が、教育委員会はその権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができるとされておりますので、大綱に教育委員会として変更を生ずべき事項を明らかにして、市長に招集を求めることができます。

○梅田委員長 11月頃を目処に大綱を決定するために、それまで、いろいろな意見を聞きながらということですが、こういった聴取の方法を考えておられますか。

○久重次長 教育委員会の場合は、教育委員会会議といった場で協議できると思います。

○黒田委員 いじめなど児童・生徒等の生命・身体のプロテクト等緊急な場合の措置に関することだけでなく、未然に防止することも大綱に含まれないのですか。そういったことは、別になるのですか。緊急事態に対処するための組織であると考えてよいのですか。

○久重次長 大綱については、決まった形はないので、いじめ問題等についても大綱へ盛り込むこともできます。ただ、いじめによる自殺等があった場合に、

こういった体制で対応するかについては、その他の議題で説明しようと思っておりますが、迅速な危機管理体制ということがありますので、必要があれば総合教育会議を招集して、こういった対応をするか協議していくこととなります。

○浅野委員 資料１で「地方に対する国の関与の見直しを図る。」と書いてありますが、これまでは地方に対する国の関与というのがどうだったのですか。

○久重次長 国の関与については、これまでも地方に対して関与できましたが、今回の改正で明確に規定されたということです。自殺等があった場合の対応が悪いということがあった場合は、直接的に関与することを明確にしたといったところでございます。

○吉田市長 いろいろとご意見ありがとうございます。教育委員会も竹原市の総合計画に基づき、それぞれの施策を実施していることになりますので、総合計画を土台にして大綱を策定するのが良いのではないかと考えます。今回の意見を踏まえまして、次回総合教育会議において大綱を決定したいと思っております。次に（３）その他について協議に入ります。事務局より説明をお願いします。

○久重次長 資料４をご覧ください。臨時開催の場合の体制等についてでございます。総合教育会議で大綱等を定めるということもありますが、児童・生徒等の生命・身体に被害が生じた場合についても総合教育会議で対応することができるということで、こういった資料を用意しております。想定される事項としては、児童・生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合に該当する事項ということで、具体的には、いじめ問題による自殺の発生、通学路での交通事故の発生に伴う再発防止策の検討等が挙げられます。次に、児童・生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態で、具体的には、火災発生による校舎の倒壊、社会教育施設での犯罪・事故により利用者等にも被害が生じるおそれがある場合、いじめ防止対策推進法第２８条の重大事態の場合

等が挙げられます。こういった場合については、学校等から教育委員会に報告があり、連携しながら対応していきます。当然、市長部局とも連携をし、また、警察等の関連部署とも連携をしますが、必要に応じて総合教育会議を開催して、対応するといったことになると考えております。こういったことがないことが一番良いことですが、危機管理ということで、いつどういったことが起こるかわかりませんので、臨時の開催も十分考えられるということでございます。

○吉田市長 ご意見、ご質問等ございましたらよろしくお願いします。

○黒田委員 資料を見ていると、未然に防ぐというところが漏れていると感じます。私は会議に出ているので、この図式が大体分かりますが、もし、一般に公開をされることとなれば、未然防止としての組織を入れておかれた方が外部が見たときには分かりやすいのではないかと思います。

○久重次長 未然防止については、総合教育会議のなかでというよりは、まずは教育委員会で対応しなければならないということで、現在も取り組みをしております。もし、いじめによる自殺等が起こって対応を協議しなければならない時について、総合教育会議を開催します。未然防止については、これまでも教育委員会で行っている取り組みを継続、さらに強化をして対応をしていきたいと思っております。

○九十九課長 いじめの未然防止に関わりましては、各小中学校においていじめ防止基本方針に基づいていじめ防止対策委員会を設置しております。それぞれの学校においてその委員会が、いじめに関わって未然にどのように防止するのか、環境づくりをしていくのか、児童会や生徒会とも連動しながら取り組みをしております。そういったことを含めた小中学校というくくりはこの図ではなっておりますので、黒田委員がおっしゃったことを含めて検討していきたいと思っております。

○竹下教育長 今回の教育委員会制度の改正ということで、先ほど説明がありましたように、緊急課題の解決に向けての議論、そして、竹原市における重点施

策であるICTや小中一貫などの議論等々を市長と教育委員会とで話を
していく趣旨のものとなっております。基本的には教育委員長と教育長の責
任の所在というところが非常に不明確だという課題があったので、一本化
して明確にしていくものです。教育委員会の重要案件につきましては、市
長部局と連携して解決していく場というものが必要不可欠であるというこ
とで、それが教育委員会制度改革やそれに伴い総合教育会議が設けられた
経緯であると認識しております。

全国的に見ると中には、市長と教育委員会との連携が不十分な自治体も
あり、また、責任の明確化が十分できていないところもある実態のなかで、
こういった制度改革が行われております。竹原市においては、これまでも
ポイントごとに市長と協議をしながら進めているという状況でございます
ので、現在していることを制度化されるなかでさらに推進していくといっ
た捉え方をするのが妥当ではないかと思っております。

また、先ほどいじめの未然防止ということが出ましたが、これは非常に
大事なことです。教育委員会会議でも各学校の委員会でも、3月に策定し
ましたいじめ調査委員会という外部の調査機関も設けております。そうい
ったところで検討されて、そこで方向性が十分煮詰まらないときは、総合
教育会議の場に挙げていただくということも十分可能ではないかと思っ
ております。

○吉田市長 ありがとうございます。それでは、これにて協議事項は終了させてい
ただきます。また、何か皆様からご意見がございましたらお話していただ
きたいと思います。

○河埜内委員 豊かな家庭づくりと青少年の育成、家庭と地域・学校とが一体となっ
てあります。もちろん、この取り組みもされており、地域でも福祉関係が
充実してきていると思いますが、昨今、残念ながら家庭環境に恵まれない
家庭が増えてきていると思います。家庭の力が弱いのではないかと思いま
すので、その辺りまで目配りできるような福祉はもちろんのこと、さらに

充実した取り組みの具体的なものがあれば希望します。

○吉田市長 家庭環境についての取り組みの強化ということで、大綱の中へ入れていくべきではないかということですね。

○久重次長 そういったことも意見をいただきながら策定していきたいと思います。大綱の内容についてはこれからの協議になりますが、対応していきたいと思います。

○吉田市長 ご意見いただきましてありがとうございます。この度こういった制度改革があり、市長部局と教育委員会がどのように取り組んでいくかという話のなかで、私たちは教育に関しては、行政と教育行政は一定の距離をもちながら、公平中立性というものが求められてきました。大津のいじめ問題以降、特に世論がきちんとした対応、迅速な対応、透明性、未然防止に向かいました。こういったことが大きなきっかけではないかと思います。

これから、課題もたくさん出てくると思います。しかし、それは難しく考えるのではなく、教育委員会と総合教育会議の間合いの取り方も概ね仕分けされておりますが、いろいろな意味で意見交換をするなかで立ち上げていけば、現状よりも、市長部局と教育委員会の連携という意味においては充実して、質的にも良いものになるのではないかと思います。これからよろしく願いいたします。

それでは、これをもちまして第1回の総合教育会議を閉会いたします。ありがとうございました。

(15時55分閉会)